

災害時の旅行手配及びボランティア協力に関する協定書

宝塚市（以下「甲」という。）と株式会社阪急交通社（以下「乙」という。）は、次のとおり、災害時の宿泊、食事等の手配及び災害従事ボランティアの協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、宝塚市内において地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が乙の協力により宿泊、交通機関、食事等を確保して迅速かつ円滑な災害対応の遂行及び復興を図ることを目的とする。

（協力内容）

第2条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する事項は次のとおりとする。

- （1） 災害対応に従事する者が必要とする宿泊、交通機関、食事、保険等の手配支援
- （2） 自主避難者がホテルや旅館へ分散避難するための宿泊手配支援
- （3） 阪急交通社グループに所属する社員に対する災害従事ボランティア活動への参加呼び掛け

（協力の要請）

第3条 甲は、災害時において第2条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請する。

- 2 前項の規定による要請は、協力要請書（様式第1号）により行う。ただし、協力要請書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに協力要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

- 2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに実施報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（個人情報の取り扱い）

第5条 乙は、本協定の履行を通じて知りうるすべての個人情報について、適切な管理を行うものとする。

(費用負担)

第6条 乙が手配した内容を利用した者が、乙に対して旅行代金を支払う。

2 前項の費用については、甲乙が協議の上、乙が算出し、市場価格動向に照らし適正な価格とする。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から1年間とする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙間で誠意をもって協議の上、決定する。

以上、この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年(2021年)6月24日

甲 宝塚市東洋町1番1号
宝塚市
宝塚市長 山崎 晴恵

乙 大阪市北区梅田2丁目5番25号
株式会社阪急交通社
代表取締役社長 酒井 淳